

資 金 管 理 要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第230条の規定に基づいて、資金の計画的かつ効率的な管理を図るために必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱に掲げる用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 資金 歳計現金（一時借入金を含む。）、歳入歳出外現金、基金に属する現金及びこれらに係る有価証券をいう。
- (2) 資金管理 資金の受入れ、払出しに関する計画（以下「資金計画」という。）並びに資金の出納、記録及び保管をいう。
- (3) 部長、課長、所長 財務規則に定める用語の例による。
- (4) パソコン 県庁LANに接続され、財務会計システムに使用されるものをいう。

(資金管理における責務)

第3条 会計管理者は、歳入歳出予算の効率的執行を図るため、資金計画の策定を行い、支払事務の万全を期するとともに、最も確実かつ有利な方法により資金を保管しなければならない。

2 部長は、当該所管に係る予算の定めにしたがって、収入支出計画を立て、事業の計画的執行を図るとともに収入の確保に努め、会計管理者の資金管理に協力しなければならない。

(資金計画の策定)

第4条 会計管理者が策定する資金計画は、年度資金計画と月別資金計画とする。

2 前項の資金計画策定に関する事務は、会計管理課長が行う。

(1) 会計管理課長は、計画年度の予算及び前年度の収入支出の実績に基づいて、その年度の開始後、速やかに年度資金計画書（様式第1号）を作成し、会計管理者の決裁を受ける。

(2) 会計管理課長は、次項及び第4項の規定に基づいた収入支出予定額のデータを基礎とし、月別資金計画書（様式第2号）を作成し、会計管理者の決裁を受ける。

3 課長及び所長は、歳入歳出予算の執行状況を把握し、事業計画に基づいて毎月25日（12月及び2月は21日、また当該日が県の休日に当たるときは、その前日とする。）までに翌月の収入支出計画を立て、1件1,000万円以上の収入支出についての予定登録をパソコンにより入力しなければならない。

ただし、1件が1,000万円に満たない収入支出予定においても、当該日の予定額を科目ごとに取りまとめ、その金額が1,000万円以上となる場合は、予定登録を行わなければならない。

4 課長及び所長は、前項の収入支出計画において、支出命令1件あたり1億円以上の大口支出を予定している場合、大口支出予定登録をパソコンにより入力するとともに、会

計管理課長の合議を受けなければならない。

(資金計画の修正)

第5条 会計管理課長は、次項に定める計画の修正または予算の補正等によって資金計画を変更する必要があるときは、その都度資金計画の修正を行い、会計管理者の決裁を受けなければならない。

- 2 課長及び所長は、既に予定登録した収入支出計画に変更が生じたときは、直ちに予定登録（大口支出予定登録を行った場合は、支出予定登録及び大口支出予定登録）の変更内容をパソコンに入力し、修正計画書を出力して保管するとともに、電話等により会計管理課長に報告しなければならない。

(会計管理者の助言)

第6条 会計管理者は、資金計画に基づいて、部長、課長又は所長に対して、当該所管に係る収入又は支出について、必要と認めるときは報告を求め、又は助言等を行うことができる。

(収入の確保)

第7条 部長、課長及び所長は、収入の促進を図るため、法令に定めるもののほか、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 国庫支出金については、事前の調査等を的確に行い、交付申請期日に定めのあるものはその期日を厳守し、定めのないものについては早期の申請に努めるとともに、受入れ手続きについては積極的に対処し、適期受入に努めなければならない。
- (2) 分担金、負担金及び寄附金については、前号に準じて適期受入に努めなければならない。
- (3) 前2号以外の債権についても、適正な管理に努め、定例的に未収分の整理を行い、早期受入に努めなければならない。

(計画的、効率的支出)

第8条 部長、課長及び所長は、予算の支出に当たっては計画的かつ効率的な執行に努めなければならない。

- 2 会計管理課長は、適期の支払に努めるものとし、必要と認めるときは基準となる支払日を定めることができる。

(予定登録の適正化)

第9条 会計管理者は、収入支出予定登録の適正化を図るため、収入支出予定実績比較表を作成するものとする。

- 2 会計管理者は、前項の規定により作成した収入支出予定実績比較表の内容を検討し予定と実績が著しく相違する場合は、部長、課長又は所長に対し、適切な措置を講ずるよ

うに求めることができる。

- 3 会計管理者は、前項の措置を求めたにもかかわらず、なお、その改善が認められない場合には、必要に応じ部長、課長又は所長に対し、その改善措置について書面により報告させることができる。

(実地調査)

第10条 会計管理者は、前条第3項に定める報告を受けてなお必要があると認めるときその他資金管理上必要があると認めるときは、部長、課長又は所長に対し、実地調査をすることができる。ただし、オンライン会議その他のデジタル手法によって調査目的を達成できる場合は、実地調査に代えてオンライン会議その他のデジタル手法による調査をするものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会計管理者が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成8年12月12日から施行する。
- 2 昭和56年3月25日付通達出納第157号「資金管理要綱」は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。